

第2部 海洋に関して講じた施策

ここでは、海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の基本的施策について、平成25年度以降に実施した主な施策を記述します。

1 海洋資源の開発及び利用の推進

(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 平成25年4月に策定された新たな「海洋基本計画」や、最近のエネルギー・鉱物資源を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、平成25年12月には新たな「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定しました。本計画の平成25年度における主な成果は以下のとおりです。
- ・ 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用可能にすることを目的として、世界に先駆けて商業的産出のために必要な技術整備を行いました。平成25年度は、砂層型については、平成25年3月に実施した海域での世界初のガス生産実験の結果解析作業を実施し、表層型については、資源量を把握するため、日本海側にて広域的な分布調査等を実施しました。
- ・ 石油・天然ガスに関しては、国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」を用いて、平成25年4月14日から7月20日にかけて、新潟県佐渡南西沖において試掘調査を行いました。今年度内を目途に、今回の試掘調査で得られたコアや各種データの詳細な解析・評価作業を実施し、試掘地点周辺における石油・天然ガスの存在状況の確認・評価を行います。その後、今回の試掘調査の結果を基に、事業実施者において、今後の探鉱調査の可能性について検討を行う予定です。
- ・ 海底熱水鉱床に関しては、平成25年7月に、平成24年度までの開発計画第1期の最終報告書を取りまとめ、第1期は所期の目標に対して十分な成果が得られたものと判断しました。平成25年度から第2期に移行しました。ここで新たに明らかになった課題等や改定された新しい基本計画及び海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を踏まえ、引き続き資源探査を行うとともに、採鉱・揚鉱技術、選鉱・製錬技術の開発や環境影響調査等を進めました。

- ・ コバルトリッチクラストに関しては、平成 26 年 1 月に（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が国際海底機構（ISA）との間で、南鳥島沖約 600km の公海域における排他的探査権にかかる契約を締結しました。また、マンガン団塊に関しては、ISA が定めた探査規則を踏まえ、深海資源開発株式会社（DORD）が、ハワイ沖の鉱区について資源量調査等に取り組みました。
- ・ レアアースを含む海底堆積物については、将来のレアアース資源としてのポテンシャルを検討するため、南鳥島周辺海域における賦存状況調査等を実施しました。

（２）海洋再生可能エネルギーの利用促進

- 洋上風力発電に関しては、平成 24 年以降、実証試験を行うための複数の洋上風力発電施設が設置されました。

平成 24 年 6 月には、長崎県五島市栴島沖において、系統連系を行う浮体式洋上風力発電施設としては我が国初のものとなる、100kW 風車を搭載した小規模試験機（世界初となるハイブリッド・スパー型）を設置し、環境影響や安全性等の知見を収集しました。これらの結果を踏まえ、平成 25 年 10 月には、国内初の商用スケール（2MW）の実証機を設置し、運転を開始しています。

- また、平成 25 年 3 月に、沖合に設置される本格的な着床式風力発電システムとして我が国初のものとなる、2.4MW の風車（重力式基礎）が千葉県銚子市沖で運転開始し、さらに平成 25 年 6 月に、福岡県北九州市沖に 2MW 級の風車（重力・ジャケット併用式基礎）が運転開始されました。
- また、世界初の本格的な事業化を目指し、福島沖において、平成 25 年 11 月に、2MW の浮体式洋上発電設備（セミサブ式）及び浮体式洋上発電所（サブステーション）が設置され実証研究を開始しました。平成 26 年度以降、7MW 等 2 基を設置する予定であり、世界最大の浮体式洋上ウィンドファームの実証事業が行われます。

更に、浮体式の低コスト化に向けて、軽量の浮体、風車、低コスト化に係留等の施工技術等の実証を行っていく予定です。

- これらの洋上風力発電の研究開発の実施により、魚類・鳥類などに対する環境影響評価手法等の検証も行っていきます。
- その他、平成 26 年 1 月に、港湾への洋上風力発電の円滑な導入を図るため、港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン等検討委員会を設置し、港湾管理者が港湾法に基づく設置許可手続きにおいて、確認することが必要となる構造の安定性、航行船舶の安全性、及び適

切な施工や維持管理などにかかる審査の拠り所となる技術ガイドラインの策定に取り組んでいるところです。また、平成 26 年 3 月には遠浅の海域が少ない我が国において、洋上に浮かぶ浮体式洋上風力発電も有望視されており、洋上という厳しい自然環境条件で安全に稼働させるための具体的な指針を示した「安全ガイドライン」をとりまとめました。

- 波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指し、平成 23 年度以降、10 件の実証研究や要素技術開発を行っております。
- 「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」（平成 24 年 5 月総合海洋政策本部決定）を踏まえ、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化を促進するため、実証試験を行うことができる海域を提供する「海洋再生可能エネルギーの実証フィールド」の公募を、平成 25 年 3 月から平成 26 年 2 月にかけて行った結果、7 県 11 海域の提案がありました。このうち、平成 26 年 7 月に、4 県 6 海域を実証フィールドとして選定しました。

（3）水産資源の保存管理

- 水産資源評価・予測精度の向上を図るため、漁獲可能量（TAC）制度・漁獲努力可能量（TAE）制度の対象魚種や国際的に管理されたマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。
- 水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づき、TAC の設定・配分を行うとともに、その円滑な実施を図り、計画的・効率的な TAC 管理を通じて資源管理を推進しました。また、基本的にすべての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促すとともに、資源管理・収入安定対策によって、漁業資源の保全と経営の安定化を図りました。さらに、資源管理計画等の対象魚種について、水産関係公共事業の重点的な実施を行ったほか、資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組等を支援しました。
- ウナギについては、近年沿岸に来遊するシラスウナギの減少を受けて、中国など関係国・地域と協力して資源回復のための国際協調・管理体制を強化するための協議を行い、池入れ数量を制限することとなりました。平成 26 年 11 月には、内水面漁業振興法に基づくうなぎ養殖業の届出制を導入し、池入れ数量の管理を行っています。また、日本国内では産卵のために川を下る親ウナギの保護等について検討するための地域毎の話し合いを促進するとともに、ウナギ養殖業者による親ウナギの放流に対して支援を

行いました。

- 資源状況等に即した適切な資源管理をより一層推進するため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を支援しました。
- 天然資源に依存しない持続的養殖や栽培漁業等のつくり育てる漁業の推進を図るため、平成 28 年度までに、低コストで高品質な養殖用人工種苗を安定的かつ大量に生産供給する技術を開発（ウナギ：1 万尾、クロマグロ：10 万尾）することを目標として掲げました。
- 周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、適切な資源管理を推進しました。
- 都道府県及び関係府省との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的かつ効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、漁業取締船の重点配備等による集中取締りを実施しました。また、漁業取締船の増隻等により、外国漁船の取締体制のより一層の強化を図りました。
- 排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しました。
- 森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進しました。
- 磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等に対して支援を行いました。

2 海洋環境の保全等

(1) 生物多様性の確保等のための取組

- 平成 23 年 3 月に策定した「海洋生物多様性保全戦略」等に基づき、平成 26 年 3 月に生物多様性の保全上重要な海域を抽出しました。
- 絶滅が危惧されるアホウドリ、ウミガラス等の海鳥について保護増殖事業を実施しました。特に、伊豆諸島鳥島ではアホウドリの繁殖状況をモニタ

リングし、衛星を利用した飛翔ルートの把握と、鳥島南西斜面及び小笠原諸島聳島における新繁殖地形成事業を実施し繁殖地拡大を図ってきました。また、鳥島では海鳥類の繁殖環境改善を目指した保全事業を実施しています。

- 海洋生物の種の絶滅のおそれを評価するため、検討会及び生物分類群ごとの分科会を立ち上げ、検討を開始しました。
- 国内のサンゴ礁の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため平成 22 年 4 月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」の実施状況の点検や鹿児島県におけるサンゴ礁保全の現状及び課題等について検討を行いました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) の枠組の下、平成 25 年 9 月に第 9 回 ICRI 東アジア地域会合を開催し、「東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略」の実施状況について情報交換を行い、今後優先的に取り組む活動を検討しました。
- 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」(<http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>) による情報提供を引き続き行うとともに、東日本大震災において被害を受けた海域を対象として、里海づくりの手法を用いた復興の取組み手法等を検討し、平成 26 年 3 月に「里海復興プラン策定の手引き」として取りまとめました。
- 陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するため、広島県三津湾をモデル地域として調査検討を行い、海域に適した管理方策を示した「海域ヘルシープラン」を策定するとともに、プラン策定のためのノウハウ等を取りまとめた「海域のヘルシープラン策定の手引き」の改訂を平成 26 年 3 月に行いました。
- 国立公園において、海域公園地区の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。また、自然環境保全地域においても、海域特別地区の指定に向けた検討を進めました。平成 25 年度は、国立公園内（石西礁湖（沖縄県）、竜串（高知県））においてサンゴ礁の再生事業を実施しています。
- 東北地方太平洋沿岸地域において、地震等による自然環境等への影響を把握するため、植生、湿地、干潟、藻場、海鳥繁殖地などのモニタリングを継続するとともに、重要な自然を地図化した「重要自然マップ」を作成しました。また、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジ

ョン」に基づき、平成 25 年 5 月 24 日に創設された三陸復興国立公園の拡張に係る検討、東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）整備のための調査及び方針の検討を実施し、平成 25 年 11 月 29 日にはみちのく潮風トレイルの一部区間（青森県八戸市から岩手県久慈市までの約 100km）が開通しました。

- 瀬戸内海について、豊かな海の実現をめざし、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成 24 年 10 月に「豊かな瀬戸内海」としての将来ビジョンや瀬戸内海環境保全基本計画の点検・見直し等の内容を含む、中央環境審議会答申「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」がなされました。また、平成 25 年 4 月に、瀬戸内海環境保全小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について審議を進めました。
- 平成 23 年 8 月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）が一部改正されたことを受け、平成 23 年 12 月に指定地域を、平成 24 年 1 月に有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を変更するとともに、平成 24 年 8 月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに 2 つの小委員会を設置し、平成 25 年度においても引き続き調査審議を進めました。

（2）環境負荷の低減のための取組

- 地球温暖化予測の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋における高精度・高密度海洋観測を実施しています。観測データを基に、代表的な定線（東経 137 度線、165 度線）における、二酸化炭素の蓄積量の増加や、深層における水温の変化に関する結果を公表しています。特に、東経 137 度線においては、表面海水中の二酸化炭素の長期変化傾向とともに、水素イオン濃度（pH）が観測を行っているすべての緯度帯において低下し、「海洋酸性化」が進行していることを明らかにしました。さらに、国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いて、全球の海洋表層に蓄えられている熱量の長期変化、太平洋と大西洋における大気—海洋間の二酸化炭素交換量の長期変化傾向及び全球における海洋の二酸化炭素吸収量について公表しています。
- NOWPAP 等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法や生物多様性を指標とした海洋環境の評価手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データをとりま

とめています。

- (独) 海洋研究開発機構では、太平洋を中心に貯熱量、溶存物質質量(二酸化炭素に関わる成分ほか)と海洋循環による熱輸送の10年スケールの変化を捉える観測を船舶を用いて実施しています。平成25年度は、インドネシアの首都ジャカルタ都心部に広範囲の洪水を引き起こした豪雨について、当該地域の気象レーダーによる連続した観測データに基づいて、その原因とメカニズムを明らかにしました。また、海洋地球研究船「みらい」の北極航海で取得した高層気象観測データが、北極海上や日本を含む中緯度の大気循環の再現性を向上させることを、地球シミュレータセンターが開発したデータ同化システムによって明らかにしました。観測データの空白域である北極海上で高層気象観測を実施することは、数値予報における初期値の改善を促し、海氷減少によって荒天に見舞われる北極海航路上の天気予報精度の向上、さらには中緯度の異常気象等をもたらす大気循環の変動をより精緻に予測できることが期待されます。
- 海域の水質に係る環境基準の達成率は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)で見ると約80%とほぼ横ばいで推移しています。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にあります。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めました。
 - ・ 人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減を実施しています。平成26年4月より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排水に対して、第7次総量規制基準の適用が開始されました。また、関係20都府県において、第7次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。
 - ・ 閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進しました。また合流式下水道については、中小都市では平成25年度末、大都市では平成35年度末までに改善対策を完了させるべく、改善を進めました。また、平成25年度に適用期限を迎える海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の延長及び強化を実施しました(適用期限は平成30年9月30日まで)。
- 近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ問題については、特に次の取組を進めました。
 - ・ 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境

の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところです。

- ・ 海岸線を持つ 39 の都道府県のうち 32 の都道府県への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行いました。
 - ・ 漂流・漂着・海底ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うため、モニタリングを実施しました。
 - ・ 国立公園の海岸において、重要な景観要素であるウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行いました。
 - ・ 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等を推進するとともに、漁業活動中に回収した漂流物等の処理等に対する支援を行いました。
 - ・ 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の枠組みで、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加しました。
 - ・ 平成 24 年度補正予算により措置された海岸漂着物地域対策推進事業により、引き続き都道府県及び市町村が実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行っています。
- 水質総量削減の効果等を把握するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海について、陸域から発生する COD、窒素、りんの汚濁負荷量を把握するとともに、これら海域における水質調査を実施しました。
 - 油及び有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸海域図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、基礎的データの情報収集等を順次実施しました。
 - 油防除活動を効果的に行うため、国土交通省北陸地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「白山」及び中部地方整備局が所有する大型浚渫兼油回収船「清龍丸」が「秋田県石油コンビナート等防災訓練(平成 25 年 7 月)」に参加し、合同油回収訓練を実施しました。
 - 旧ソ連・ロシアによる日本海・オホーツク海への放射性廃棄物の海洋投棄や過去に行われた核実験等による海洋環境への影響を把握するため、日本近海で、海水や海底土を採取し、人工放射性物質の調査を実施しました。
 - 東日本大震災の津波による有害物質、廃棄物の海上流出や油汚染による海洋汚染の状況を把握することを目的として、青森県から福島県にかけて 2 回のモニタリング調査を実施しました。また、東京電力福島第一原子力発

電所から漏出した放射性物質による海洋汚染については、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 26 年 4 月 1 日改訂）に沿って、放射性物質のモニタリング調査を実施し、分析結果を公表しました。

- 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく、二酸化炭素の海底下への貯留（CCS）に係る許可制度について、今後の適切な審査を実施するため日本近海における海洋生態系及び化学的性状の現状調査等を引き続き実施しました。また、CCS 事業の普及と適正な管理体制を構築するために、CCS の超長期的な管理体制のあり方について検討しました。
- 「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」について、その締結について国会の承認を求めるため、第 186 回通常国会に提出しました。また、同条約実施を国内的に担保する法案（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」）を同通常国会に提出しました。なお、バラスト水処理設備設置のための工事費用は、1 隻当たり数億円程度と言われており、相当な投資であることから、船主の負担を軽減するため、処理設備の設置費用について、一括損金経理が可能となるよう措置しています。

3 排他的経済水域等の開発等の推進

（1）排他的経済水域等の確保・保全等

- 国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。
- 平成 24 年 12 月、中国及び韓国は、「大陸棚の限界に関する委員会」に九州薩摩半島沖から沖縄本島北方沖永良部島沖までの沖縄トラフを南東の限界とする大陸棚の延長申請を、それぞれ行いました。東シナ海においては、日中及び日韓双方のそれぞれの領海基線の間距離は 400 海里未満であり、双方の 200 海里までの大陸棚が重なり合う部分について、日中及び日韓間の合意により境界を画定する必要があります。同委員会の手続規則では、境界画定の問題がある海域での申請は、全ての関係国の事前の同意がなければ検討できないことになっています。我が国はこのような同意を与えておらず、同委員会に対して中国及び韓国の申請を検討しないよう要

請する口上書を中国及び韓国の申請の直後に相次いで発出しました。平成 25 年 8 月の同委員会の全体会で、同委員会は、我が国の口上書を踏まえ中国及び韓国の申請に対する検討の延期を決定しました。

- 東シナ海資源開発については、平成 20 年 6 月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成 22 年 7 月、東京において、第 1 回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国側による一方的な開発行為は認められないとして、平成 20 年 6 月の合意の早期実施を強く求めています。
- 我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 23 年法律第 84 号）」が平成 23 年 7 月 22 日に公布され、平成 24 年 1 月 21 日から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、これまでのところ、違反事実は認められていません。
- 平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下「低潮線保全法」という。）に基づき指定された、低潮線保全区域（排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域）について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。

（3）排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

- 平成 25 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁では、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。
- 新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組

について集中的に評価・検討するため、参与会議の下にプロジェクトチーム(PT)を設置することとしました。これを受けて、平成25年9月、「EEZ等の海域管理のあり方」PTを設置し、包括的な法整備のあり方を含め、EEZ等の管理のあり方に関する方針の具体的な内容等について検討を行いました。

- 海洋産業の振興のため、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成26年6月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。

4 海上輸送の確保

(1) 安定的な海上輸送体制の確保

- トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者は平成25年3月末現在10社となっています。平成24年9月に改正「海上運送法」が成立し、日本船舶を補完するものとして、日本の外航海運事業者の海外子会社が保有する外国船舶であって、海上運送法に基づく航海命令が発せられた場合に确实かつ速やかに日本船舶に転籍して航行することが可能なものを「準日本船舶」として認定する制度が創設されました。これを受けて、平成25年度よりトン数標準税制の適用対象船舶に準日本船舶を追加し日本船舶の増加のペースアップと準日本船舶の確保の促進を図っていくこととしています。また、トン数標準税制と併せ、環境対応船舶等の取得を支援する特別償却制度・買換特例制度や、国際船舶に係る特例措置等により、日本船舶の増加、日本商船隊の国際競争力の確保を通じて安定的な海上輸送体制の確保を図ることとされました。

表 1：日本船舶・船員確保計画 第 4 期（平成 25 年 3 月）の状況

項目	計画開始時	第 1 期実績 (平成 21 年度)	第 2 期実績 (平成 22 年度)	第 3 期実績 (平成 23 年度)	第 4 期実績 (平成 24 年度)	増減	第 5 期計画 (平成 25 年度)
						(計画開始時→ 第 4 期実績)	
外航日本船舶 の確保計画・実績	77.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	143.0隻	65.6隻	169.0隻
外航日本人船員 の確保計画・実績	1,072人	1,103人	1,112人	1,153人	1,194人	122人	1,206人

共有している船舶又は共有する予定の船舶は、持分に応じた隻数を記載。

(例：持分40%の場合は0.4隻として記載)

(2) 船員の確保・育成

- 内航分野においては、平成 20 年 7 月に施行された改正海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新たに船員となろうとする者に特定の訓練及び資格取得等を受けさせた場合に助成金を支給しています。平成 26 年 3 月末をもって、認定されていた 57 件の計画が終了し、同年 4 月 1 日から開始される計画が新たに 53 件認定されたため、同日現在では 180 事業者が国土交通大臣による計画の認定を受けています。
- 内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。
- 平成 25 年 8 月に船員の海上労働に関するグローバルスタンダードを定める「2006 年の海上の労働に関する条約」が我が国において発効しました。我が国では、平成 24 年 9 月の船員法の一部改正等により、条約の要件に合わせ、船員の労働条件、国際航海に従事する日本船舶に対する船員の労働条件に関する検査制度、我が国に寄港する外国船舶に対する検査制度等を整備し、平成 25 年 8 月に同条約を批准、条約の規定により批准から 1 年後の本年 8 月に発効したものです。

(3) 海上輸送拠点の整備

- 国際コンテナ戦略港湾政策については、平成 22 年 8 月に阪神港、京浜港を選定し、大水深岸壁の整備や「民」の視点を活かした効率的な港湾運営等、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施してきました。港湾運営の面では、東京港、川崎港、横浜港、大阪港、神戸

港において特例港湾運営会社を指定しました。また、平成 25 年 7 月から「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を開催し、平成 26 年 1 月に、国際コンテナ戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積等による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資等による「競争力強化」の 3 本柱からなる「最終とりまとめ」を公表しました。同委員会の議論を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資を可能とするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする港湾法の一部を改正する法律案が第 186 回通常国会に提出されました。



図 1：神戸港 六甲アイランドコンテナターミナル(RC-7) (左図)
横浜港 南本牧コンテナターミナル (MC-2) (右図)

- 我が国の産業の競争力強化や国民生活の向上に不可欠な穀物、鉄鉱石、石炭等のばら積み貨物の安定的かつ安価な供給を実現するため、平成 23 年 5 月、国際バルク戦略港湾として穀物を取り扱う 5 港（釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港）、石炭を取り扱う 3 港（小名浜港、徳山下松港・宇部港）、鉄鉱石を取り扱う 3 港（木更津港、水島港・福山港）を選定しました。また、ばら積み貨物の輸入拠点として、国土交通大臣が「特定貨物輸入拠点港湾」を指定するとともに、当該港湾に対する支援措置等を規定した「港湾法の一部を改正する法律」及び関係政省令が平成 25 年 12 月 1 日に施行されました。これを受け、同年 12 月 19 日に、小名浜港を全国初の特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定しました。さらに、小名浜港では、平成 25 年度から、大型船（ケープサイズ級）に対応した水深 18m の国際物流ターミナルの整備を実施しています。

- 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えることを目的に、国際海運ネットワークにおける拠点としての国際海上コンテナターミナルや迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するための複合一貫輸送ターミナル等の整備を実施しました。
- リサイクルポートとして指定された全国 22 港において、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設の整備に対する支援や、必要な港湾施設の整備を実施しました。平成 25 年度は、リサイクルポート推進協議会と連携し、リサイクルポートを活用した低炭素型静脈物流システム構築に向けた調査・検討を進めました。
- 港湾の整備を効率的に実施するため、沿岸域において波浪・潮位観測を行うとともに、沖合においては、地震発生時に津波観測にも資する GPS 波浪計を用いた観測を行っています。平成 25 年度は、伊勢湾口沖と宮崎日向沖の 2 箇所に、GPS 波浪計を新規設置しました。

5 海洋の安全の確保

(1) 海洋の安全保障や治安の確保

- 海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになっていきました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。



図 2 : 中国公船を監視警戒している巡視船 (手前)

- 東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しており、平成 25 年 9 月には、マレーシアに、平成 26 年 1 月にはインドに巡視船を派遣し、同国海上保安機関と連携訓練や海賊対策に係る意見交換等を実施したほか、平成 26 年 3 月にはスリランカに航空機を派遣し同国海上保安機関と海賊対策に係る意見交換等を実施しました。
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦（海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官 8 名が同乗）及び P-3C 哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を行っており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。
- 平成 24 年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成 26 年 7 月 18 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第 7 条第 1 項に定める内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受け、防衛大臣は平成 27 年 7 月 23 日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。
- 平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施しています。



図 3：海賊行為の監視を行う自衛官と海上保安官

- 平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月 30 日、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しました。
- 海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。
- 平成 25 年 5 月には、ポーランド・ワルシャワにおいて、拡散に対する安全保障構想 (PSI) 創設 10 周年を記念するハイレベル政治会合 (HLPM) が開催され、我が国の人員が参加しました。また、平成 30 年に我が国が訓練を主催することを見据え、かつ平成 26 年 8 月の米国主催 PSI 阻止訓練「Fortune Guard 2014」において、我が国として可能な貢献を行うべく、計画会合へ積極的に参加しています。

(2) 海上交通における安全対策

- 海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。
- 海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応しています。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓

練を定期的的に実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。

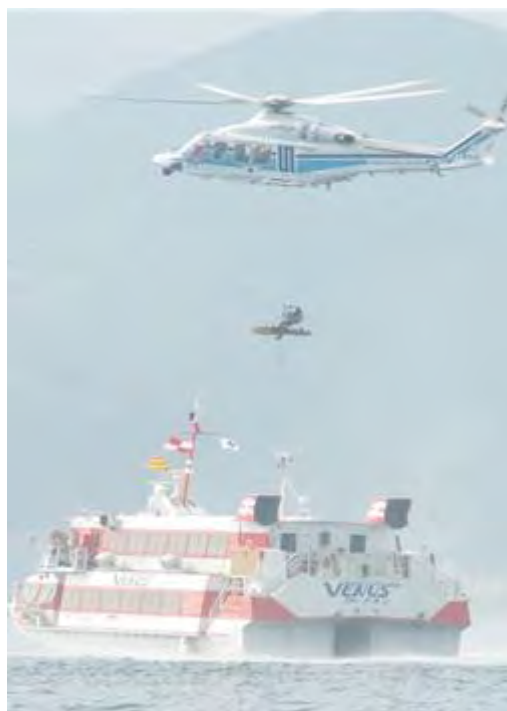


図 4：高速旅客船事故対策訓練を実施する海上保安庁及び旅客船等

- 地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的的に実施しています。
- 海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確保するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。
- 船舶自動識別装置（AIS）を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。
- 海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の観測体制の強化として、来島海峡にライブカメラ及び灯浮標に流速計を設置し潮流観測を行うとともに、潮流シミュレーションを作成しました。

- SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール (PSC) 実施体制を確保するため、PSC 官の増員を継続的に実施しています。



図 5 : PSC を実施している外国船舶監督官

(3) 海洋由来の自然災害への対応

- 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震による津波高や浸水域等を推計し、津波による人的被害・建物被害の想定等を行い、平成 25 年 5 月、南海トラフ巨大地震への対策等を具体的に示した最終報告をとりまとめました。
- また、平成 26 年 3 月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定しました。この計画では、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針やそれに基づく基本的な施策、さらには各施策に係る具体目標及びその達成期間等について定めています。

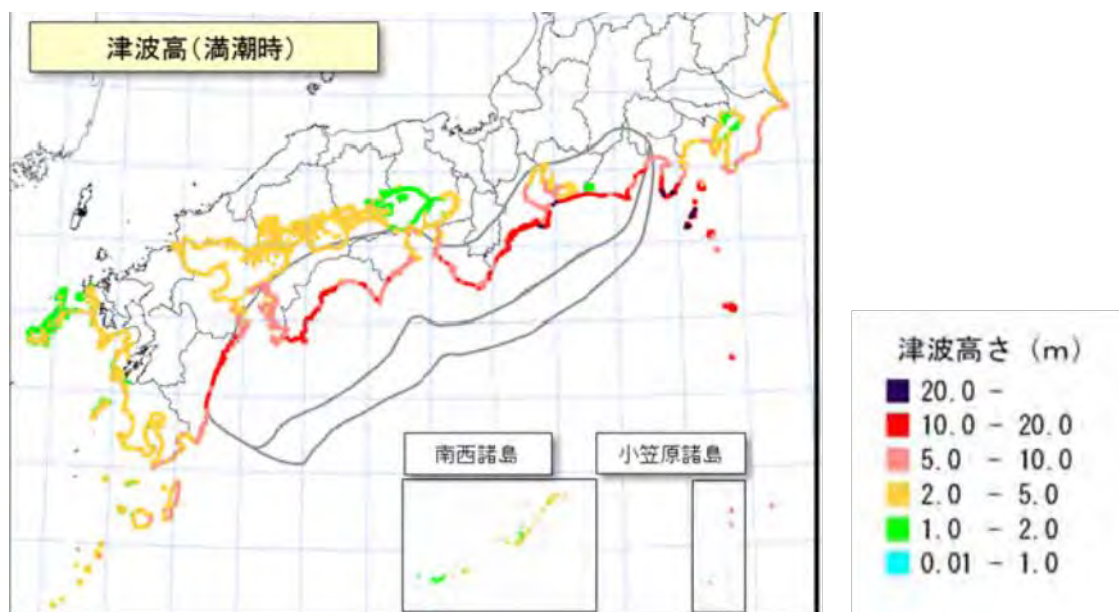


図 6：南海トラフ地震で想定される津波高（満潮位を含めた津波の高さ）

（※大すべり域、超大すべり域が 1 箇所のパターン【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり」域を設定した場合】）

- 設計外力を超えた津波に対し、津波が天端^{てんば}を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。特に海岸堤防等については、「緑の防潮堤」をモデル的に整備しました。
- 海岸における水門・陸閘等については、平成 25 年 4 月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方（提言）」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。
- 平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうちあげ高予測システムの技術開発を推進しました。
- 巨大海底地震・津波への対応については、東南海地震の想定震源域に敷設した海底ネットワークシステムを運用するとともに、南海地震の想定震源

域にもより広範囲に海底ネットワークシステムを構築するため、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施し、基幹ケーブルの一部敷設を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備に向けて、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施するとともに、千葉県房総沖で海底ケーブルの敷設を行いました。地震・津波観測監視システム 2 期（DONET2）の構築位置について、昨年度に実施した構築予定海域の事前調査結果により、海底ケーブル敷設ルートと観測点構築位置を決定し、その工事に着手しました。

- 船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報（JMH）等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。
- 気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月 7 日から行っています。

6 海洋調査の推進

（1）総合的な海洋調査の推進

- 政府関係機関や研究機関では、海洋権益の保全、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する次のような海洋調査を実施しています。海洋調査の実施や結果の活用にあたっては、各機関の連携・協力が進められています。
 - ・ 内閣官房では、政府関係機関による海洋調査がさらに効果的・効率的に実施できるよう、調査計画情報の共有化を図るとともに、連携策の調整を行うなど、海洋調査の推進を図っています。
 - ・ 水産庁では、独立行政法人水産総合研究センター及び都道府県水産試験研究機関等の連携した調査船運航により、我が国周辺水域や外洋域において、水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査を実施しています。また、水産庁に所属する漁業調査船により、北太平洋公海域等での水産資源や生態系の調査等も実施しています。

- ・ 気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の震源域周辺に、ブイ式海底津波計を 3 台設置しており、これにより、当該海域付近で発生した津波の場合、地震発生後 10 分程度で検知可能となっています。ブイ式海底津波計の観測データは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表し、津波警報の更新に活用しています。また、北西太平洋海域において高精度・高密度な海洋観測を実施しています。昭和 59 年以降の水素イオン濃度指数(pH)の観測結果の解析を行ったところ、観測を行っている東経 137 度、北緯 3 度~34 度のすべての緯度帯において pH が年々低下し、「海洋酸性化」が進行していることがわかりました。

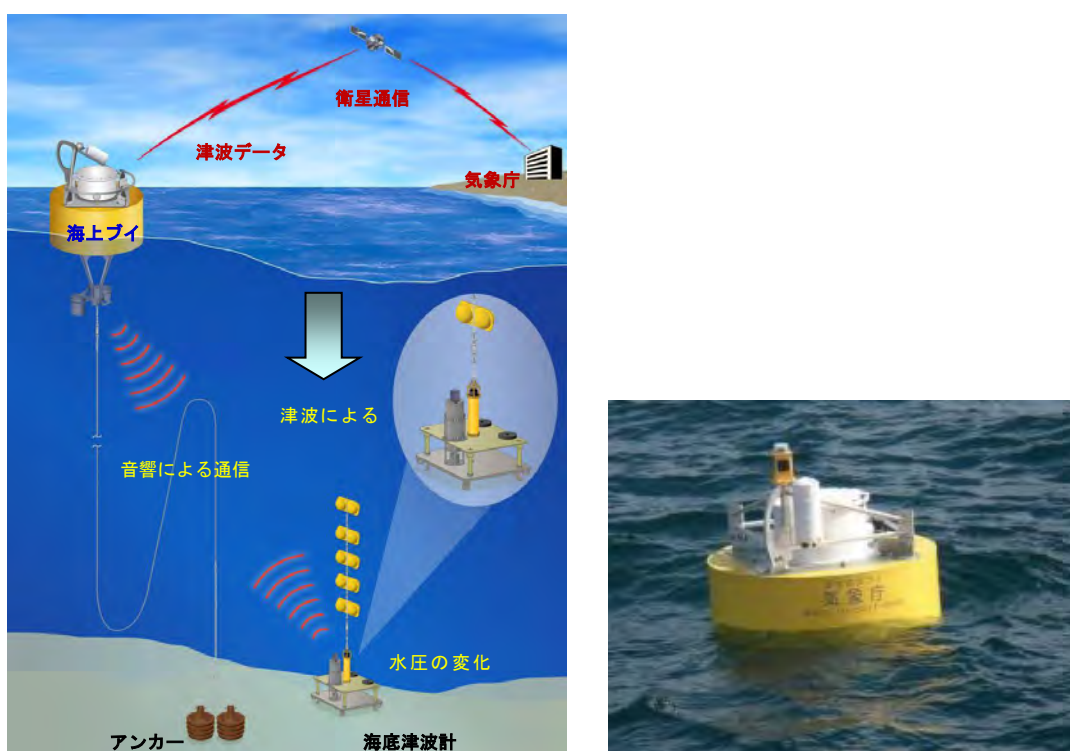


図 7： ブイ式海底津波計の機器概要及びブイ式海底津波計設置時の写真

- ・ 海上保安庁では、測量船と自律型潜水調査機器 (AUV) を用いた海底地形調査によって、鹿児島県奄美大島北西海域にある海底火山において、熱水・ガスが噴出している火口状の凹型の詳細な地形を捉えました。また、船舶の津波避難計画の策定等に役立つため、港湾において予測される津波の挙動を示した津波防災情報図を東京湾・伊勢湾・大阪湾の 13 箇所において整備しました。平成 25 年 11 月には西之島付近で新島を確認し、火山活動状況の監視・観測を行いました。
- ・ (独) 海洋研究開発機構では、潜水調査船「しんかい 6500」や地球深部

探査船「ちきゅう」などの船舶・深海探査機を活用して海洋調査を進めています。深海調査研究船「かいらい」による研究航海を実施し、地球深部探査船「ちきゅう」による研究航海「東北地方太平洋沖地震調査掘削-II」で設置した長期孔内温度計を、無人探査機「かいこう 7000-II」により、回収しました。回収した長期孔内温度計からデータを取り出し、断層付近を含む地層温度が計測されていることを確認しました。また、無人探査機ハイパードルフィンを用いてマリアナ弧の海底火山の調査を行いました。採取された海底の枕状溶岩を分析し、この溶岩は、沈み込み帯において生成された初生マグマが組成を保った状態で溶岩流として噴出したものであることが分かりました。さらに、有人潜水調査船「しんかい 6500」世界周航研究航海の一貫として、南太平洋トンガ海溝及び南太平洋ケルマディック海溝における調査を実施しました。

- ・ (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構では、経済産業省からの受託事業である国内石油天然ガス基礎調査の一環として、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月にかけて、三次元物理探査船「資源」により日高沖海域、岩手沖海域、宮崎沖海域、枝幸沖海域、奄美～沖縄海域における物理探査データを取得するとともに、東部南海トラフ海域において、将来の天然ガス資源として注目されているメタンハイドレートについて、平成 25 年 3 月に実施した海域での世界初のガス生産実験の結果解析作業を実施しました。また、海洋資源調査船「白嶺」等を用いて我が国周辺海域の海洋鉱物資源の賦存量調査や海洋環境基礎調査等を実施しました。また、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構と(独)産業技術総合研究所が連携して我が国周辺海域における新たな探査候補地の特定等に向けた資源ポテンシャル評価等を行いました。
- 我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境におけるバックグラウンド数値の経年変化の把握に取り組みました。
- 海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進めました。

(2) 海洋に関する情報の一元的管理及び公開

- 新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、海洋調査・海洋情報の一元化・公開に関する施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、「海洋調査・海洋

情報の一元化・公開」PT を設置し、①政府が行う海洋調査についてその収集・管理・公開に関する共通ルールの策定、②MDA（海洋状況把握／海洋領域認識）の実現に向けて、及び③海洋調査・海洋情報産業の振興について検討を行いました。

- 政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス（マリページ）」を、内閣官房と海上保安庁が関係機関と協力して構築し、運用しています。平成 25 年度は約 125,000 件の利用がありました。
- 海上保安庁では、海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせて見ることができる「海洋台帳」の運用を平成 24 年 5 月に開始し、平成 25 年度は 1 年で約 6,100,000 件の利用がありました。

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

- 第 4 期科学技術基本計画等を踏まえ、将来にわたる持続的な成長と社会の実現、我が国が直面する重要課題への対応に必要な海洋分野の研究開発として、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの開発、巨大海底地震・津波への対応、地球環境問題への対応等に関する研究開発を推進するとともに、国自らが長期的視点に立って成果を蓄積していくべき国家基幹技術の研究開発を推進しています。主な取組は以下に挙げておきます。
 - ・ 海洋エネルギー・鉱物資源の開発については、文部科学省の事業により、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の技術開発を実施しており、平成 25 年度からは、これらの技術の実用化を進めるとともに、技術を組み合わせた広報探査システムの開発を進めています。また、（独）海洋研究開発機構では、無人探査機や掘削技術の開発・実証、戦略的探査手法の研究開発等を進めつつ、海洋調査を行って、必要なデータを収集しています。平成 25 年度は、南鳥島周辺の水深 5,600m～5,800m の海底から採取された堆積物のコア試料の化学分析を行い、海底表層付近におけるレアアース濃度の鉛直分布を調べました。
 - ・ 新たな海洋基本計画における海洋立国日本の目指すべき姿を具現化するため、文部科学省、経済産業省及び国土交通省が共同事務局となり「海洋分野における国家基幹技術検討委員会」を開催し、平成 25 年 5 月、我が

国が取り組むべき6つの国家基幹技術プロジェクトの選定を行うとともに、プロジェクトを支える重要基盤技術、国家基幹技術プロジェクト遂行に当たっての体制、及び必要な人材育成について提案をとりまとめました。また、平成25年5月、我が国は北極評議会（AC）のオブザーバー資格を取得するとともにACの各種会合で北極に関する学術研究で蓄積した知見をもとに貢献しました。

- ・ 海洋再生可能エネルギーの開発については、着床式及び浮体式の洋上風力発電システムについて実証研究等を進めています。また、波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指して実証研究や要素技術開発を行っています。
- ・ 巨大海底地震・津波への対応については、東南海地震の想定震源域に敷設した海底ネットワークシステムを運用・整備するとともに、南海地震の想定震源域にもより広範囲に海底ネットワークシステムを構築するため、基幹ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施し、基幹ケーブルの一部敷設を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備に向けて、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施するとともに、千葉県房総沖で海底ケーブルの敷設工事を行いました。
- ・ 地球環境問題への対応については、地球温暖化と長期的な気候変化の不確実性の定量化を進めるとともに、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するため「気候変動リスク情報創生プログラム」を平成24年度より開始しました。さらに、地球温暖化と長期的な気候変化への適応策を講じていくため、「気候変動適応研究推進プログラム」では、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、数値モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、研究開発等を実施しています。また、地球温暖化の影響が顕著に現れる北極の気候変動に関する研究を平成23年度から5年間の予定で実施し、研究基盤の拡充と北極環境研究コンソーシアムの創設による我が国研究者の連携体制を整備するとともに、モデル研究者と観測研究者の協働による研究活動を推進しています（全国35機関、約300人の研究者が参加）。平成25年度には、カナダ沿岸警備隊の砕氷船ルイサンローラン、ローリエを用船し、北西航路氷況観測、電気伝導度水温水深計（CTD）を用いた観測を実施しました。海洋地球研究船「みらい」の北極航海で取得した高層気象観測データが、北極海上や日本を含む中緯度の大気循環の再現性を向上させることを、データ同化システムによって明らかにしました。
- ・ 国家基幹技術については、「海洋地球観測探査システム」を構成する技術

として、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」「次世代型巡航探査機技術の開発」「大深度高機能無人探査機技術の開発」を推進しており、平成 25 年度は、小径ロータリーコアバーレル (SD-RCB) を改良し、コア回収率・品質の向上を図ると共に、リアルタイム疲労評価・監視システムにライザー傾角モニタリング機能を追加し、ライザーの強潮流対策を強化しました。また、新しく建造した自律型無人探査機 (AUV) および高機能遠隔操作型無人探査機 (ROV) の、実運用に向けた海域試験及び整備を行いました。

- 地球環境変動、地球内部構造及び地殻内生命圏の解明を目的とした多国間国際共同プロジェクトである統合国際深海掘削計画 (IODP) において、我が国は、地球深部探査船「ちきゅう」を運航するなど、主導的な役割を果たしています。平成 25 年度は、東北地方太平洋沖で地震断層に沿って設置した長期孔内計測機器 (温度計) を「かいこう 7000-II」で回収し、世界で初めて巨大地震で放出される熱エネルギー量の直接測定を行いました。また、南海トラフ地震発生帯掘削計画を実施し、南海トラフ地震発生帯の付加体内部において地層サンプルを採取するとともに、掘削同時検層により科学掘削としては世界最深の掘削深度記録となる海底下 3,058.5m まで掘削を進め、地層の物性データを取得することに成功しました。
- (独) 水産総合研究センターでは、新たな中期目標の下、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の基本理念に基づき、行政機関と連携して水産業が抱える課題解決に当たるため、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発の 5 課題を重点的に実施しています。
- 海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成 23 年度から 10 年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を行っています。
- 大学や研究機関によるネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成し、東北の復興を図るための研究開発を推進する事業として、平成 23 年度に海洋生態系の調査研究を開始したほか、平成 23 年度のフィージビリティスタディを経て、平成 24 年度より新たな産業の創成につながる技

術開発を本格的に開始しました。

- 文部科学省、経済産業省及び農林水産省が共同で選定する「地域イノベーション戦略推進地域」の一つとして、平成 24 年度に「えひめ水産イノベーション創出推進地域」が選ばれ、関連の事業を推進しています。

(2) 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進

- 大学等において、研究者の自由な発想に基づく多様な研究が行われています。
- 沖縄科学技術大学院大学においては、海底の活発な熱水活動域、生物の多様性豊かなサンゴ礁、世界有数の流れの強い海流である黒潮に囲まれるなどの優位性を誇る沖縄の海洋環境の長期的な活用、保全に向けて、沖縄近海における海洋環境観測、サンゴ等のゲノム科学的研究を実施しています。

(3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化

- 平成 25 年 1 月に退役した学術研究船「淡青丸」の後継船として、東北地方太平洋沖地震が海洋生態系へ及ぼした影響に関する調査研究等を実施するために建造していた東北海洋生態系調査研究船「新青丸」が完成し、平成 25 年 6 月に（独）海洋研究開発機構に引き渡されました。平成 25 年 9 月に、平成 27 年度末に就航予定である海底広域研究船の建造に着手しました。
- 平成 25～27 年度の 2 か年計画で、東京海洋大学の練習船「神鷹丸」の代船を建造しています。

(4) 宇宙を活用した施策の推進

- 平成 24 年 5 月には（独）宇宙航空研究開発機構が開発した水循環変動観測衛星 GCOM-W「しずく」が打ち上げられ、そこに搭載されたマイクロ波放射計（AMSR2）による海面観測データ（水温、海氷分布等）の利用が拡大しています。

例えば気象庁においては、海洋を含んだ気象予報において「ひまわり」等とともに「しずく」のデータが活用されるとともに、海面水温解析（平成 25 年 5 月から）や、オホーツク海海氷解析（同年 12 月から）への定常利用が始まりました。また、海上保安庁では、黒潮など日本周辺の海流の流路解析に「しずく」データの活用を平成 25 年 10 月から開始し、本解析結果は、ウェブサイトで公開される「海洋速報」の基礎データとなっています。

- 気候変動予測等に資するため、衛星による海洋上を含む地球規模の温室効

果ガスの観測を実施しました。

- 宇宙を利用した海洋監視（MDA）について、平成 25 年 10 月、日米両国は日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）において政府一体となつての演習及び対話を進めていくことを確認したことを踏まえ、平成 26 年 3 月には、米国との間で机上演習を実施しました。ここでは、日米双方の関係機関が両国の制度や政策、実施体制について意見交換を実施しました。

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

（1）経営基盤の強化

- 日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成 20 年 6 月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する支援を継続しています。また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。
- 優れた環境性能と高い経済性を有するスーパーエコシップ（SES）の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した支援を引き続き実施しました。



図 8：スーパーエコシップ建造決定数の推移（累計）

- 民間で行われる高度船舶技術の研究開発・実用化を促進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による助成を引き続き行いました。
- 平成 23 年 7 月の「新造船政策検討会」において、受注力の強化、新事業への展開、業界再編を柱とする新たな総合的な政策がとりまとめられたところであり、同検討会における議論を踏まえ、船舶の省エネ技術の開発と省エネ技術を活かせる国際的な燃費規制の確立を着実に推進するとともに

- に、天然ガス燃料船の実用化・導入や浮体式洋上風力発電の研究開発、新興国市場や海洋資源開発分野への展開等に官民一体で取り組んでいます。
- 海洋環境保全に一層注力する観点から、船舶からの CO₂ 排出 50%削減等を目標に、世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、更なる CO₂ 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、燃費報告制度（実運航での燃費の「見える化」）や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りに主導的に取り組んでいます。
 - 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせて、総合的な経営基盤の強化を推進しました。
 - 漁船の更新が進まず生産体制が脆弱化した漁船漁業や、産地価格の低迷等で経営環境の厳しさが増大している養殖業について、緊急に構造改革を進め将来を担う経営体を育成するため、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省力型の代船取得等による経営転換を促進する漁業構造改革総合対策事業を引き続き実施しました。
 - 燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拋出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拋出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業に継続して支援しました。
 - 産地から消費地までの流通過程の目詰まりを解消するため、漁業者等が地域の漁獲物を利用した商品開発を行う際の機器導入や、販売ニーズや産地情報の共有化を行う取組への支援を実施しました。
 - 海面養殖業の振興を図るため、低魚粉飼料技術の開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進しました。
 - 活力ある漁業就業構造を確立するため、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援しました。
 - 東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、「水産基本計画」に示された考え方のもとに関係地域における、瓦礫処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等の必要な支援を実施しています。
 - 二酸化炭素等の排出を大幅に削減する電動漁船や、高船齢漁船を長期に省エネ・省コストで使用可能とするリニューアル技術の開発を実施するとと

もに、船体改造技術漁船の安全性の向上を図るための船体改造技術の開発を実施しました。

(2) 新たな海洋産業の創出

- 新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、「新海洋産業振興・創出」PTを設置し、①海洋産業を巡る状況認識と課題、②産業創出のための施策の推進、及び③海洋人材教育について検討を行いました。
- 海洋を活用した観光は、海水浴、遊覧船、クルーズ、離島振興など多岐に渡っており、これらの海洋観光を網羅的に振興していくためには、その意義や魅力について整理した上で、国内外へ海洋観光の魅力を発信していくとともに、海洋観光関連施策を総合的に推進していくことが必要です。そのため、平成25年度に「海洋観光の振興に関する検討会」を開催し、海洋観光の有する魅力や意義、課題をはじめとして、海洋観光について、今後、振興・発展させていくために行うことが望まれる取組や方向性について様々な角度から議論を行いました。海洋観光の振興に関する検討会は、平成25年度に3回開催しており、議論の内容については、平成26年6月を目途に最終とりまとめを行い、情報発信を行っていく予定です。
- 賑わいや交流を創出するみなとの施設を「みなとオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しました。平成26年3月現在、登録港が76港、仮登録港が7港となっています。また、災害発生時における防災拠点としての活用に向けて、「みなとオアシス」の運営主体等と協力して防災訓練を実施しました。
- 新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を推進するため、「海の駅」の設置推進や「海の駅」の地域の連携機能を活用するための支援策を講ずることにより、海洋教育の普及、新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を進めました。
- 深海底の極限環境下の生物資源の開拓を進めるとともに、創薬分野への応用が期待される生化合物、新規機能を有する未知の脂質、抗微生物剤、工業用酵素、新規機能遺伝子等を探索し、得られた菌株・DNA等の貴重なバイオリソースの保存管理を行っています。また、「よこすか／しんかい6500」による世界一周航海を行い、未調査であったインド洋、南太平洋や大西洋の深海域を調査し、新しい生態系の発見などにより、今までより広い調査海域での調査を可能としました。平成25年度は、深海熱水噴出孔環境を模した物理・化学プロセスを応用した迅速・簡便な乳化プロセスを発見し、その特性を明らかにしました。

- 東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、大学等の技術シーズを活用して被災地域に新たな産業を振興することを目的として、新たな養殖技術の研究開発や未利用資源の利用技術の研究開発等を実施しています。
- 海洋資源開発関連産業の育成に関し、沖合大水深下での石油・天然ガス等の開発プロジェクトについて、今後導入が本格化すると見込まれる浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備や、洋上の生産設備に人や物資を効率的に輸送するために必要となる洋上ロジスティックハブの実現に向け、安全評価要件の策定の調査研究を実施しています。また、我が国海事産業がこれまで培った技術を海洋資源開発に展開するため、海洋資源開発関連技術の開発を支援しています。
- 「観光立国」の実現や近隣諸国をはじめとする訪日旅行者の増加に向けて、観光の玄関口である旅客船ターミナルの機能強化を図るとともに、国土交通省港湾局に外国クルーズ船社向けの「ワンストップ窓口」を設置しました。
- 寄港地周辺の観光情報を発信するウェブサイト「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」を開設しました。
- 「全国クルーズ活性化会議」と連携し、港湾施設の諸元を発信するウェブサイト「Wharf Information」の充実を図ったほか、世界最大のクルーズ見本市である「クルーズ・ SHIPPING・マイアミ 2014」において、クルーズ・プロモーションを実施しました。
- クルーズ船を活用した観光交流の促進を図るため、「クルーズ・シンポジウム in 沖縄」を開催し、併せて国内外のクルーズ船社を招いた港湾管理者等との商談会を実施しました。
- 瀬戸内海沿岸の各地域が連携して、瀬戸内海地域全体の更なる振興と発展を図る「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」の運営・活動を支援し、瀬戸内の魅力発信や瀬戸内海の環境創造の取組を行いました。

9 沿岸域の総合的管理

(1) 沿岸域の総合的管理の推進

- 地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるよう、平成 22

年度に公表した先進事例集の周知に努めるとともに、新たな取組について調査を行いました。

- 国土形成計画（全国計画）のモニタリングの中で「海域の利用及び保全」に関して検討、評価を行いました。

（２）陸域と一体的に行う沿岸域管理

- 土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、問題解決のための連携方針や、静岡県安倍川においては、通過土砂量の具体的な数値目標を示した全国初となる総合土砂管理計画を策定し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。個別分野においては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤等侵食対策を実施しました。
- 流出する赤土等を補足する排水施設や沈砂池等を整備するとともに、発生源対策として法面・植生保護等を実施しました。
- 陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するため、広島県三津湾をモデル地域として調査検討を行い、海域に適した管理方策を示した「海域ヘルシープラン」を策定するとともに、プラン策定のためのノウハウ等を取りまとめた「海域のヘルシープラン策定の手引き」の改訂を平成 26 年 3 月に行いました。
- 污水处理施設の普及促進のため、下水道整備を予定している箇所について、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法の確立を行い、污水处理人口普及率の向上を図りました。また、社会情勢の変化を踏まえ下水道計画の見直しをした上で、人口の集中している地区における下水道整備を支援しました。さらに、下水道法施行令に基づき中小都市では平成 25 年度までに、大都市では平成 35 年度までに必要な改善対策を終えることとなっている合流式下水道の改善対策については、「合流式下水道緊急改善事業制度」等を活用し、効率的・効果的な改善対策を推進しました。
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。
- 平成 26 年 4 月より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排出水に対して、第 7 次総量規制基準の適用が開始されました。関係 20 都府県は、環境大臣の同意を経て策定した第 7 次総量削減計画に基づき、総量規

- 制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。
- 産地活性化総合対策事業による家畜排せつ物利活用施設整備に対する融資主体型補助及び生産した堆肥等の有効利用への支援等、畜産排水の点源負荷対策を行うとともに、環境保全型農業の推進により農地の面源負荷対策を行いました。
 - 陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第2期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス II）等を活用することにより、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備、下水道整備等の対策を推進しました。
 - 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進しました。東京湾においては、平成25年5月に今後10年間の「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を新たに策定するとともに、同年11月に、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るため、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」が設置されました。
 - 水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施しました。
 - 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」(<http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>)による情報提供を引き続き行うとともに、東日本大震災において被害を受けた海域を対象として、里海づくりの手法を用いた復興の取組手法等を検討し、平成26年3月に「里海復興プラン策定の手引き」として取りまとめました。
 - 河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。
 - 5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一斉に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図りました。
 - 平成20年3月に改定された循環型社会形成推進基本計画に基づき、各種リサイクル法等を着実に施行し、3Rを推進するとともに、更に取組を進めるために同計画を平成25年5月に再改定しました。

- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進しました。平成 25 年度は、若狭湾（台風 18 号による豪雨）等の海岸で漂着流木の処理対策を実施しました。
- 海洋環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海において、地方整備局が保有する海洋環境整備船により、海面を浮遊するごみ、油の回収を実施しました。
- 平成 23 年 11 月に策定された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」に基づき、被災地の景観・環境に配慮した河川・海岸構造物の整備を実施しました。
- 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を実施しました。
- 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、人々の多様な利用が適正に行われる海岸の保全を推進しました。
- 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4 箇所の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進しました。

（3）閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 新たに指定した慶良間諸島国立公園において海域公園地区も指定するとともに、山陰海岸国立公園において、海域公園地区を大幅に拡張しました。また、国立・国定公園における海域公園地区の指定に向け、調査、調整、検討を行うとともに、指定された海域公園地区の適正な管理を推進しました。
- 瀬戸内海について、豊かな海の実現をめざし、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成 24 年 10 月に「豊かな瀬戸内海」としての将来ビジョンや瀬戸内海環境保全基本計画の点検・見直し等の内容を含む、中央環境審議会答申「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」がなされました。これを受け、平成 25 年 4 月に小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更に関する議論を進めました。
- 平成 23 年 8 月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成 14 年法律第 120 号）が一部改正されたことを受け、平成 23 年 12 月に指定地域を、平成 24 年 1 月に有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を変更するとともに、平成 24 年 8 月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに 2 つの小委員会を設置し、平成 25 年度においても引き続き調査審議を進めました。

(4) 沿岸域における利用調整

- 海面利用ルールの新策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産・漁港担当部局と実施しました。
- 地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たな策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアである海上安全指導員やマリンレジャー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施しました。

10 離島の保全等

(1) 離島の保全・管理

- 平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（以下「低潮線保全法」という。）に基づき指定された、低潮線保全区域（排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域）について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。
- 低潮線保全法に基づき、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、特定離島港湾施設の建設を、南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手し、引き続き整備を実施しております。
- 特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等に対し、技術開発の意向を募集した。
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。
- 平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するた

め、地図・海図に名称の記載がない離島へ名称を付与する予定であり、これに向けた作業を進めました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、島に付与する地理識別子（地物を一意に識別することができるコード）については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。

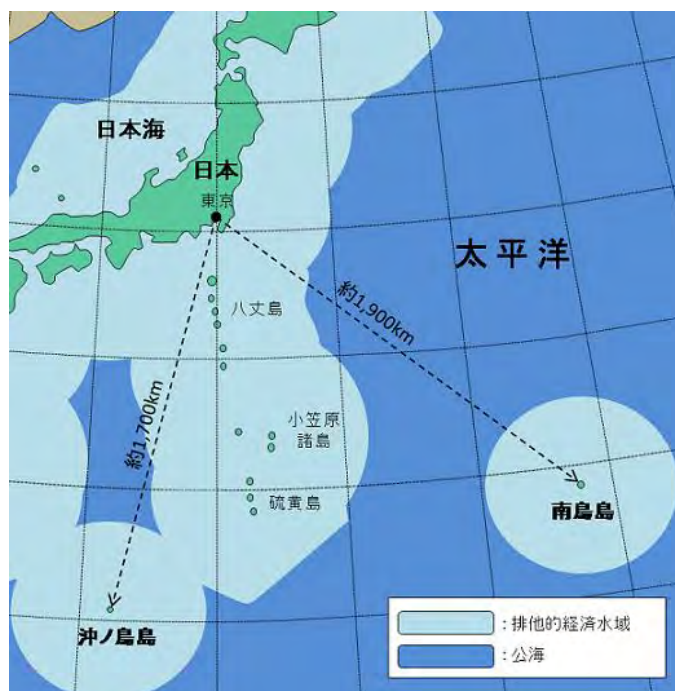


図 9：特定離島（南鳥島と沖ノ島）の位置



図 10：特定離島（南鳥島（左）と沖ノ島（右））

- 離島の保全・管理に資するため、ベヨネース列岩（東京都八丈支庁）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。

- 色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図（電子国土 Web）で公開しました。2 万 5 千分 1 地形図（印刷図）については、平成 26 年度の刊行を予定していません。
- 奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域において、マングースの捕獲による防除事業、小笠原諸島においてグリーンアノールの捕獲等による防除事業を継続して実施しました。
- いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成 25 年 6 月に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、中間提言がとりまとめられました。また、引き続き、最終提言に向けた検討が行われています。

（2）離島の振興

- 平成 25 年度には、新たに離島におけるソフト事業を国が支援し、雇用の拡大や交流人口の増加等にもつながる離島のさらなる自立的発展を促進するための制度として、離島活性化交付金事業を創設し、雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進及び安全・安心な定住条件の整備強化の取組等を支援しました。また、離島流通効率化事業を通じて、離島の流通効率化に効果のある施設の整備又は機材の導入に対して支援を行いました。
- 平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」（全国の島々が集まる祭典）として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。
- 平成 26 年 3 月に奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が 5 年間延長されるとともに、法の目的に「定住の促進」の追加、地域の自主的な取組を支援するための交付金（奄美群島）及び産業振興促進計画認定制度の創設を行いました。
- 離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。
- 離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の

事業を引き続き実施しました。

- 離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバ等の敷設を支援しました。

1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- 我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に積極的に参加しました。平成 25 年には、第 6 回国家管轄権外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するアドホック作業部会（8 月）、第 23 回国連海洋法条約締約国会議（6 月）、第 13 回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合（6 月）、第 19 回国際海底機構総会理事会（7 月）、海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議（10 月及び 11 月）に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成 25 年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約 35 万ドルを、また国際海底機構信託基金に約 4.5 万ドルを拠出しました。
- WTO 海運サービス交渉における議論を海運自由化推進国会合の議長国として主導したほか、IMO において種々の分野でルール策定等の議論に積極的に参画しました。

(2) 海洋に関する国際的連携

- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境パートナーシップ (PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。
- マングローブ生態系の保全と持続的利用に関する優良事例・教訓を ASEAN 地域内の関係機関等の中で共有するための協力体制整備を支援するために平成 23 年度より開始した「マングローブ生態系保全と持続的な利用の ASEAN 地域における展開プロジェクト」を引き続き行いました。
- 平成 25 年 7 月の第 20 回 ASEAN 地域フォーラム閣僚会合 (ARF) においては、南シナ海の平和と安定を維持する重要性が強調され UNCLOS を含む国際法の原則に従い、平和的に紛争を解決することが求められました。また、中・ASEAN 間の南シナ海における行動規範 (COC) の策定に向け

た公式協議の開始を歓迎しました。平成 25 年 10 月の東アジア首脳会議 (EAS) では、我が国から、海洋の平和と安定の維持や航行の自由の重要性を強調し、海洋における協力体制の強化に貢献していくことが確認されました。さらに、南シナ海をめぐる問題をうけ、法的拘束力がある行動規範 (COC) の早期作成を期待する旨を述べ、多くの国からも同様の発言がありました。平成 25 年 10 月に第 2 回 ASEAN 海洋フォーラム拡大合会が開催され、航行の自由の重要性等につき、UNCLOS を含む関連国際法を踏まえた議論が行われました。加えて、2010 年に発足した拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) では、海洋安全保障専門家合会が設置され、平成 25 年 9 月から 10 月にオーストラリア沖で立入検査・洋上補給を内容とする実動訓練が実施されました。

- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及び P-3C 哨戒機による民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を関係国と連携して実施しています。平成 24 年度には、派遣海賊対処行動水上部隊及び航空隊が海賊行為への対処を行うために必要なジブチ共和国の関係当局等との連絡調整を行うため、現地調整所を設置しました。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため国際海事機関 (IMO) に設置されたジブチ行動指針信託基金に総額約 1,460 万ドルを拠出しました。同基金によりイエメン、ケニア及びタンザニアに情報共有センターを設置し、ジブチに地域訓練センターを建設するなど、当該地域の海上保安能力強化を支援しています。また、同基金により行われているプロジェクト管理のために平成 22 年より海上保安庁、また平成 24 年より外務省から職員をそれぞれ 1 名派遣しています。さらに、我が国のイニシアティブで国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、平成 26 年 3 月新たに 100 万ドルの拠出を決定し、累計 450 万ドルと最大の拠出国となっています。また、ソマリア安定化のため、2013 年 5 月ソマリア政府及びアフリカ連合委員会とソマリア特別合会を首脳級で共催した他、主として治安向上への支援、人道支援及びインフラ整備への支援として、2007 年以降総額 3 億 2,310 万ドルの対ソマリア支援を実施しています。
- 東南アジアの海賊対策として、日本はアジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) の作成を主導しました。ReCAAP には、平成 25 年 8 月にはオーストラリアが新たに加入、19 番目の締約国となりました。ReCAAP に基づきシンガポールに設立された情報共有センターでの経験は、ソマリア海賊対策にも活用されるなど、海賊対策の地域協力のモデルとして国際

的にも注目されております。その事務局長は遠藤善久（えんどう よしひさ）氏が務めているほか、海上保安庁から同情報共有センターへ職員1名を派遣し、国際的な連携協力への貢献も積極的に行っています。

- ARF の下でも海上安全保障に特化した ARF 海上安全保障会期間会合（ISM）が平成 21 年以来開催されています。我が国は、平成 23 年 7 月までインドネシア、ニュージーランドとともに ISM の共同議長国を務め、その後も現在我が国はマレーシアと共に本 ISM の優先分野「国際的、地域的な枠組み・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めています。また、平成 26 年 8 月以降、米及び比と共に本 ISM の共同議長国を務める予定です。
- ADMM プラス海洋安全保障に関する専門家会合においては、防衛省より、海上における船舶同士の意図しない衝突や事態のエスカレーションを避けるためのマナーとしての「グッドシーマンシップ」を参加国で共有していくことを提案しています。平成 25 年度の第 2 回 ADMM プラスにおいては、海上における誤解や望ましくない事故を避けるための具体的な手段の構築が求められました。また、平成 25 年 9 月から 10 月に実施された海洋安全保障実動訓練に、海上自衛隊の護衛艦「まきなみ」及び搭載航空機が参加しました。
- 多国間の海上保安機関の連携・協力としては、平成 25 年 9 月に開催された第 14 回北太平洋海上保安フォーラムサミット（日、加、中、韓、露、米の 6 カ国の海上保安機関の長官級の枠組み）に参加し、漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等の、北太平洋の海上の安全・秩序維持を目的とした参加国の連携について議論をしました。また、平成 25 年 10 月の第 9 回アジア海上保安機関長官級会合（アジアの 18 の国・地域の海上保安機関の長官級の枠組み）において、アジア海域の重要かつ共通の課題である「搜索救助」、「環境保全」、「大規模自然災害対応」、「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の 5 分野に各国が主体的に連携して取り組むことに合意しました。
- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、第 13 回日印海上保安機関長官級会合（平成 26 年 1 月）において、インド近海におけるソマリア海賊対策の連携強化やインド洋沿岸国等に対する海上法執行能力向上支援について意見交換を行うと共に、アジア海上保安機関長官級会合における取り組みを通じて両機関の関係をさらに強化していくことに合意しました。また、第 12 回日露海上保安機関長官級会合（平成 25 年 7 月）を開催し、海上における密輸、密航等の不法行為の取締りにおける両機関の協力について意見交換をするとともに、環日本海における日露地方機関間の協

力を更に強化していくこと等に合意しました。その他、マレーシア、インド、韓国、ロシア各国海上保安機関と連携訓練を実施しました。

- その他二国間では、日中海上捜索・救助協定に原則合意したほか（平成 23 年 12 月）、第 1 回日印海洋対話（平成 25 年 1 月）を開催し、第 2 回日・シンガポール海上安全保障対話（平成 24 年 6 月）、第 2 回日・フィリピン海洋協議（平成 25 年 2 月）、密漁・密輸対策に関する日ロ関係省庁会議（平成 24 年 6 月）等、種々の協議を実施しました。
- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、本件の対応にあたってきました。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査やシミュレーションによる漂流予測を実施しました。また、これらの結果を踏まえ、日米関係機関・専門家間における情報共有・意見交換を行うとともに、アメリカやカナダで洋上漂流物の状況把握調査を行う日本の NGO を支援しました。加えて平成 26 年度から 3 年間の計画として、PICES（北太平洋海洋科学機関）の震災起因洋上漂流物に係る事業への支援を開始しました。この事業では日本、アメリカ、カナダの科学者が連携・協力して、北米大陸西海岸に漂着した震災起因洋上漂流物が現地の海洋環境、生態系、コミュニティに与える影響について、調査を実施します。
- 日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）への参画を通じ、日本海や黄海での海洋環境保全のため、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図っています。

（3）海洋に関する国際協力

- 漂流・漂着・海底ごみに関する国際的な取り組みとしては、日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の下で、漂着ごみの収集活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする国際海岸クリーンアップ（ICC）と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されています。平成 26 年度には、韓国において開催された NOWPAP ICC・ワークショップに日本からも参加し、漂着ごみの回収・収集とともに各国間の情報交換を行いました。
- 閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成 25 年度には、NOWPAP の下で作成された富栄養化状況評価手順書に基づいて、各国が共通の手法で各国海域の富栄養化の状況の評価を行った結果を踏まえ、同手順書の改訂案を作成しました。

- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境パートナーシップ (PEMSEA)」へ参画し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。
- 国際的な枠組みの下に実施されているアルゴ計画等世界気候研究計画 (WCRP) 下の研究計画、全地球観測システム (GEOSS) 10 年実施計画、統合国際深海掘削計画 (IODP)、政府間海洋学委員会 (IOC) が実施・支援している研究計画等に参画し、計画をリードすると同時に、調査の実施と情報の充実に貢献しています。また、国際海洋データ情報交換システム (IODE) に委員を選任し、さらに情報提供を通じて連携・協力を推進しました。
- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書策定に資するため、アルゴ太平洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測実験を実施しました。
- ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC) 下で実施されている国際海洋炭素調整計画 (IOCCP) と、世界気候研究計画 (WCRP) 下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画 (CLIVAR) の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム (GO-SHIP) に貢献しています。平成 24 年度は北緯 40 度に沿った測線、平成 25 年度は北緯 24 度に沿った測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。
- 国際海運からの二酸化炭素排出は京都議定書の対象外とされ、国際海事機関 (IMO) で議論することとされています。我が国は、その削減のための国際的な枠組みを主導し、平成 23 年 7 月には、先進国、途上国の別なく国際海運に一律に適用する燃費規制を導入する条約改正が採択されています。この条約改正に対応するため、平成 24 年に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が改正され、平成 25 年 1 月 1 日から規制が開始されています。CO₂ 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、現在は更なる対策として、燃費報告制度 (実運航での燃費の「見える化」) や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りを主導すべく取り組んでいます。また、平成 26 年 3 月末に開催された IMO の海洋環境保護委員会 (MEPC66) において、窒素酸化物 (NO_x) 排出 3 次規制の開始時期について審議が行われました。3 次規制については、平成 28 年 1 月 1 日以後に建造される船舶が排出規制海域 (北米海域、米国カリブ海海域) 内を航行する際に適用されることが決定されました。我が国は、脱硝装置 (Selective Catalytic Reduction:SCR) の技術開発を踏まえ、3 次規制の導入が平成 28 年から可能であることを主張しました。

- 「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」の円滑な実施のための課題として、同条約に基づき定められたバラスト水処理設備設置の当初のスケジュールでは設置工事が極度に集中する懸念が国際海事機関（IMO）において示されていましたが、我が国が主導し、設置工事の平準化を目的とした設置スケジュールの見直しについて議論を進めてきたところ、平成25年5月のIMOの海洋環境保護委員会（MEPC65）において見直し案が原則合意され、平成25年11月末開催の第28回IMO総会において最終合意されました。
- 漂流・漂着・海底ごみ問題は地方自治体や一国のみでは解決できない問題であり、我が国は、平成21年に制定された「海岸漂着物処理推進法」に基づき、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に取り組んでいます。
- 港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書（MOU）に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同研究を実施しています。また、ノルウェー地盤工学研究所から研究者を受け入れるなど協働して研究に取り組んでいます。
- 我が国の輸入原油の8割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成19年に沿岸国と利用国等による枠組みである「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設されました。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を実施しています。
- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。海上保安庁は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICAを通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修、東南アジア諸国に巡視船や航空機を派遣し、訓練・研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っております。
- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協定プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に平成25年9月、海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法や船艇運航管理等の講義を実施しました。また、海上保安庁ではソマリアの海上法執行能力向上策や我が国として支援可能な方策等について検討するため、OPRF（海洋政策研究財団）と協力し、同年10月、ソマリア連邦共和国の沿岸警備隊長官等を招へいし、JICA、外務省、IMO

等の支援関係機関が参加の上、「ソマリア連邦共和国海上法執行能力向上支援検討会合及びフォーラム」を実施しました。

- 東南アジア諸国やソマリア周辺国等の法執行能力向上のため、平成 25 年 6 月～7 月、これらの海上法執行機関職員を招へいして実施する JICA「海上犯罪取締り」研修に、海上保安庁では海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。
- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した研修を行いました。
- 津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをチリ及びフィリピンで実施しました。また、北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進しました。
- インドネシア・フィリピン・日本合同流出油防除総合訓練を行い、技術協力を行うとともに連携を強化しました。

1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(1) 海洋に関する教育の推進

- 中央教育審議会答申や海洋基本計画の趣旨等を踏まえ、文部科学省では平成 20 年に小学校、中学校、平成 21 年に高等学校の学習指導要領の改訂を行い、例えば中学校社会における「我が国の海洋国家としての特色」や中学校理科における「大気の動きと海洋の影響」など、海洋に関する指導内容の充実・改善を図りました。改訂された学習指導要領は平成 23 年 4 月から小学校において、平成 24 年 4 月から中学校において全面実施され、平成 25 年 4 月からは高等学校において年次進行で実施されています。
- 海洋に関する社会教育やアウトリーチ活動の一環として、大学や研究機関等において、体験学習、出前授業、教員研修セミナー、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などが行われています。また、新しいメディアツールであるニコニコ動画と協働して「しんかい 6500」によるカリブ海の水深 5000m からの深海潜航調査ライブ放送を実現し、リアルタイムで延べ 30 万人の視聴者、50 万件を超えるコメ

ントが寄せられ、大きな反響が得られました。さらに、科学館との連携の一環として、国立科学博物館で開催された特別展「深海」を共催し、来場者数が 59 万人を突破し、国民へ研究成果の広い周知を行いました。

(2) 海洋立国を支える人材の育成と確保

- アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。
- 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海事機関 (IMO) において、関水康司 (せきみず こうじ) 氏が事務局長を務めています (任期は平成 27 年末まで)。また、国際海洋法裁判所においては、平成 17 年 10 月以降、柳井俊二 (やない しゅんじ) 氏が裁判官を務めています (平成 23 年 10 月から平成 26 年 9 月末までは同裁判所所長)。平成 24 年 6 月には、大陸棚限界委員会委員に浦辺徹郎 (うらべ てつろう) 氏が再選されました。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出しています (法律・技術委員会委員として岡本信行 (おかもと のぶゆき) 氏 ((独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員) (任期は平成 28 年まで)、財政委員会委員として山中真一 (やまなか しんいち) 氏 (外務省職員) (任期は平成 28 年まで))。
- 高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成しています。海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、例えば、東京大学では 5 研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成 21 年から「海洋学際教育プログラム」を行っています。おり、平成 25 年度は 166 名が本プログラムに参加しました。
- 東京海洋大学において、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を平成 22 年度から行っています。
- また、横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成 19 年 10 月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っています。さらに、海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、平成 25 年度は東京海洋大学の練習船と、茨城大学、東京大学、新潟大学、名古屋大学及び熊本大学の臨海・臨湖実験所を教育関係共同利用拠点に認定し、地域の特色をいかした実習教育を実施しました。

(3) 海洋に関する国民の理解の増進

- 海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成 25 年 7 月、「第 6 回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）を行い、4 名 3 団体が表彰されました。
- 「海の恩恵に感謝し、海洋立国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェスタ」（第 10 回）が、平成 25 年 7 月、秋田県男鹿市を中心とする 5 市町村において開催されました。
- 毎年 7 月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船の一般公開、体験乗船、施設見学会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。
- 毎年 7 月の「海岸愛護月間」において海岸愛護の普及と啓発を行っており、平成 24 年度は、あわせて大規模津波防災総合訓練等を各地で実施しました。
- 毎年 7 月 16 日から 31 日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって全国海難防止強調運動を行っています。
- 国土交通省と海の仕事に関係する団体が「海の仕事.com」を継続して運営しています。また、(独)航海訓練所と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。
- 「海の駅」の設置を推進するとともに（平成 26 年 4 月現在、全国 151 箇所）「海の駅」と地域との連携を支援し、海洋教育の普及、マリンレジャーの振興、地域の振興を図りました。また、海洋の利用調整ルール、安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施し、ミニボートの安全対策として、ミニボート利用者向けの安全マニュアルを用いた安全講習会を行いました。
- マリンレジャーに対する国民の理解の増進を図るため、プレジャーボートを利用したマリンレジャーの普及に伴い顕著化している放置されたプレジャーボート（放置艇）の実効的かつ抜本的な解消に向けて、関係省庁、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者が、連携・役割分担の下で取り組むべき施策を総合的にとりまとめた、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を平成 25 年 5 月に策定しました。
- (独)海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」が平成 25 年度に第 16 回をむかえ、

32,789 点の作品の応募がありました。また、入賞者全員を海洋調査船の体験乗船に招待しました。

- 自然環境の保全、地域における観光の振興に重要な意義を有するエコツーリズムを推進するプログラムやルール作り等に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を行いました。
- (独)水産総合研究センターによる「水産技術交流プラザ」、東京海洋大学による「水産海洋プラットフォーム」などの継続開催により、産学官の連携に努めました。また、独立行政法人等において、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への情報発信に努めました。